会 議 録

1. 会議名

上越市都市計画審議会

2. 議題(公開・非公開の別)

付議案件(上越市決定)(公開)

第1号議案 上越都市計画用途地域の変更(富岡地区)

第2号議案 上越都市計画特別用途地区の変更(富岡地区)

第3号議案 上越都市計画地区計画の変更(下門前・富岡地区)

第4号議案 上越都市計画公園の変更

5·6·1 号 高田城址公園 (変更前:5·6·1 号 高田公園)

第5号議案 上越都市計画道路の変更

7.6.1号 本町高田城址公園線

(変更前:7.6.1号 本町高田公園線)

報告案件

上越市立地適正化計画(変更案)のパブリックコメントの結果について

3. 開催日時

令和2年2月7日(金)午後1時30分から

4. 開催場所

上越市役所木田庁舎4階 401会議室

5. 傍聴人の数

2 人

6. 非公開の理由

なし

- 7. 出席者 (傍聴人を除く) 氏名 (敬称略)
 - · 委 員:中出文平、田村三樹夫、山岸栄一、三沢眞一、吉田昌幸、 遠藤正樹、荻原寿彦、池田京子、濱 祐子、須藤和子、

小竹俊之、宮﨑政國、永島義雄、折笠正勝、岩井文弘

·事務局: (都市整備課) 波塚部長、川瀬課長、石澤副課長、小林副課長、

宮﨑主幹、片岡係長、藤井係長、小林係長、

藤井主任、山岸技師、白銀主任、渡邉主任

8. 発言の内容

石澤副課長 : ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。

本日は、ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとう

ございます。

私は、本日の進行役を務めます都市整備課の石澤と申します。 よろしくお願いいたします。

まず始めに、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、佐野委員、宮崎朋子委員、髙橋委員、井部委員の4名 から欠席のご連絡をいただいております。

委員総数 19 名のうち、15 名の皆様から出席をいただいてお り、上越市都市計画審議会条例第4条第2項に規定する1/2以 上の出席がありますので、本審議会が成立しておりますことを ご報告いたします。

石澤副課長 : それでは、本日の審議会に付議させていただく議案について、 市長に代わりまして都市整備部長の波塚が、会長に付議書をお 渡しいたします。

(都市整備部長が会長前に進み、付議書を読む)

石澤副課長 : ありがとうございました。続きまして、都市整備部長の波塚か

らご挨拶申し上げます。

: ただいまご紹介にあずかりました都市整備部長の波塚でござ 波塚部長

います。

本日は、ご多用の中、上越市都市計画審議会にご出席いただき、 誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃より当市の都市計画行政に多大な るご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本日は今年度第2回目の審議会となります。

先ほど、会長の方に付議書をお渡しいたしましたが、議案5件、 報告事項1件を予定しております。第1号から第3号は用途地 域の変更、第4号・第5号は都市施設の名称変更についてであ ります。また、報告案件といたしまして、昨年10月に本審議会 でご説明させていただきました上越市立地適正化計画の変更に ついて、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報 告させていただきます。

案件の詳細につきましては、後ほど担当がご説明いたします ので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜り ますよう、お願い申し上げます。

最後になりますが、上越市のまちづくりに対し、皆様方から の一層のお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただき ます。

石澤副課長 : 続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をお願い

いたします。

本日の資料は、先般、送付させていただきました「次第」及び 「議案資料」のほか、受付でお配りした「席次表」となっており ます。不足等がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に入らせていただきます。

上越市都市計画審議会運営規定第2条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしくお願いいたします。

中出会長

: これより議長を務めさせていただきます。

速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いい たします。

なお、当会議の議事録署名人は、須藤委員と小竹委員にお願い したいと思います。お二方、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

先ほど付議のありました、第1号議案「上越都市計画 用途地域の変更(富岡地区)」、第2号議案「上越都市計画 特別用途地区の変更(富岡地区)」、第3号議案「上越都市計画 地区計画の変更(下門前・富岡地区)」、について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いいたします。

山岸技師

: 本日、説明者を務めさせていただきます都市整備課の山岸と申 します。よろしくお願いいたします。

第1号議案「上越都市計画用途地域の変更(富岡地区)」、第2号議案「上越都市計画特別用途地区の変更(富岡地区)」、第3号議案「上越都市計画地区計画の変更(下門前・富岡地区)」、これらにつきまして、スライドでご説明させていただきます。

お手元の資料は、1 ページから 11 ページまでとなっております。

本件は、都市計画法第21条の2に基づく都市計画の提案制度 により、富岡地内の約8.4haの区域において、用途地域の種類を 「準工業地域」から「商業地域」に変更するものです。

また、用途地域の種類の変更にあわせて、関連する都市計画を変更するものです。

本件の位置について、ご説明いたします。

当市を東西に横断する「北陸自動車道」と「国道8号」、南北に縦断する「国道18号」。この国道18号と北陸自動車道が交わ

る付近が本件になります。

この地域は、「上越インターチェンジ周辺」の商業集積地として、上越地域全体の商業圏域を支える集客性の高い商業施設や 観光・交流施設等の集積を誘導する地域になります。

当該区域の東側は「国道 18 号」、西側は県道「板倉・直江津線」、周囲を道路により分断された区域となっております。

本件は、この区域内の用途地域を「準工業地域」から「商業地域」に変更するものであり、用途地域の変更に伴い、準工業地域全域に指定されている「特別用途地区」も外し、地区計画の表記に「商業地域を追記」するものです。

用途地域の概要について、ご説明いたします。

用途地域は、「住居」、「商業」、「工業」などの市街地の大枠としての土地利用を定めるものです。

都市計画法では13種類の中から定めるものになります。

用途地域が指定されますと、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の用途が「建築基準法」で制限されます。

上越市では第2種低層住居専用地域と田園住居地域以外の11種類の用途地域を指定しております。

本件で変更となる準工業地域は、主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域になります。用途地域上は、危険性や環境悪化が大きい工場以外は、ほとんどの用途の建物が建てられることから、上越市では郊外における大規模集客施設の立地を制限するため、準工業地域全域に「特別用途地区」の「大規模集客施設制限地区」を指定し、店舗等の床面積の合計が10,000㎡を超える建築物の立地を制限しております。

変更後の商業地域は、銀行、映画館、飲食店及び百貨店等が集まる地域であり、用途地域上は、住宅や小規模の工場も建てられ、 大規模集客施設の立地も可能になります。

用途地域を変更することによる建築物の用途制限の変更点について、ご説明いたします。

なお、当該区域は「下門前・富岡地区」の地区計画が指定されておりますので、地区計画における制限も踏まえ、表の上から順にご説明いたします。

住宅等につきましては、変更後も用途地域上は建てることができますが、地区計画で制限していますので、建てることはできません。

店舗等の床面積が10,000 ㎡を超える大規模集客施設は、準工業地域全域に指定されている特別用途地区の大規模集客施設制限地区で制限されていますが、商業地域に変更されると特別用途地区から外れますので、建てることが可能になります。

個室付き浴場業等は、商業地域に変更されることで用途地域 上は緩和されますが、地区計画で個室付き浴場業を含む、性風俗 の営業に供するものを制限していますので、建てることはでき ません。

学校や病院等、倉庫業を営む倉庫、工場等は、用途地域上は建てることが可能ですが、地区計画で制限していますので、建てることはできません。

自動車修理工場は、商業地域に変わることで床面積が 300 ㎡ 以下に制限されますが、当該区域内に自動車修理工場が立地していないことから、土地利用上は支障がないものと判断しております。

次に、上越市都市計画マスタープランとの整合性について、ご 説明いたします。

当該区域は、都市計画マスタープランの全体構想において、 「上越インターチェンジ周辺」のゲートウェイとして、商業集積 地に位置付けております。

上越インターチェンジ周辺の土地利用の方針は、「広域交通ネットワークを活用できる充実した環境をいかし、既存の商業・物流機能の充実を促進」するものと定めており、拠点のイメージとして「大規模な商業施設」等が集積するものとしております。

また、地域別構想におきましても、「春日山周辺地域」の商業 集積地として位置付けております。

春日山周辺地域の地域づくり方針としましては、「周辺の住環境に配慮しながら、北陸自動車道上越インターチェンジに近接する充実した環境をいかした商業、流通業務などの都市機能の維持・集積に努める」ものとしております。

次に、上越市立地適正化計画との整合性について、ご説明いたします。

立地適正化計画においては「ゲートウェイ」の「上越インター チェンジ周辺地区」として、「都市機能誘導区域」に指定しております。

当該地域における都市機能誘導施設には「大規模商業施設」な

どを集積することとしております。

当該区域周辺は、上越市の都市計画マスタープランや立地適 正化計画では、集客性の高い商業施設の集積を誘導しており、現 状でも大規模商業施設に加えて、それを中心に各種店舗が立地 するなど商業系の土地利用が形成されております。

しかしながら、現在の用途地域は準工業地域であることから 特別用途地区に指定しているため、大規模集客施設の立地を制 限しており、上位計画との整合が図られておりません。

このため、準工業地域の制限では、土地利用が支障となる土地の所有者から、都市計画法第 21 条の 2「都市計画の提案制度」に基づき提案のあった区域を準工業地域から商業地域に用途の種類を変更するとともに特別用途地区の大規模集客施設制限地区から外すことで、上位計画と整合が図られた土地利用が可能になるものと判断しております。

用途地域の区域界について、ご説明いたします。

都市計画運用指針では、用途地域の区域等の設定に関する基本的な考え方として、「区域等の境界は、原則として、道路、鉄道その他の施設、河川、海岸、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることが望ましい」としております。

当該区域は、周囲を道路で分断されておりますので、北側、西側、南側は「道路の中心」を境とし、東側の国道 18 号沿いは、「道路敷地」を境としております。

区域面積の変更点について、ご説明いたします。

本件の区域面積は「約8.4ha」になりますので、上越市の用途 地域の面積も商業地域は「205ha」から「213ha」、準工業地域は 「834ha」から「826ha」に変更となります。

準工業地域の面積が変更になることに伴い、「特別用途地区」 の「大規模集客施設制限地区」も、準工業地域と同じ面積に変更 となります。

次に、地区計画の変更点につきまして、ご説明いたします。 本件の区域は、「下門前・富岡地区」の A-2 地区に含まれます。

このため、「地区整備計画」の「区分の名称」、「A-2 地区」の 用途地域の表記に「商業地域」を追記し、変更することとしてお ります。その他、内容等の変更はありません。

最後に、本件のこれまでの経緯と今後の予定について、ご説明

いたします。

平成 28 年と平成 30 年に都市計画の提案者により、地元住民 や町内会等に説明会を行いました。関係者からの意見等はあり ませんでした。

平成31年4月、市に都市計画の提案書が提出され、令和元年5月に市として採用することを決定し、都市計画の変更手続きを開始しております。

6月、商業地域に用途地域を変更する場合、床面積が 10,000 ㎡を超える大規模集客施設を立地することが可能となるため、 隣接する市に影響を与える可能性があることから、糸魚川市、妙高市、柏崎市及び十日町市に出向き、事前説明を行っております。また、8月には、県による県内の広域的な事前調整も行いましたが、県内の市町村から意見はありませんでした。9月、上越地域振興局と上越警察署とも協議も行い、「支障なし」との意見をいただいております。

10月、都市計画法第16条第1項の規定に基づき公聴会を開催するにあたり、素案を縦覧した結果、公述の申し出が無かったことから、公聴会の開催を中止しております。参考になりますが、このときの縦覧者数は3名でした。

11月、県関係課に対して意見照会をし、県の関係課から「異存なし」との回答を得ております。

12月、都市計画法第21条第2項に基づき、原案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はありませんでした。このときの縦覧者数は1名でした。

そして本日の審議会で承認を経たのち、2月中旬に県知事協議 を行い、2月下旬には決定告示を行う予定としております。

以上で、第1号議案から第3号議案の説明を終わります。

中出会長 : ただ今、説明のありました、第1号から3号議案について、ご 意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

山岸委員: 何点か質疑がございます。

まず一点目ですが、なぜこの時期なのか、また、説明の中で地 権者から提案があったということですが、具体的にこういう建 物を建てたいといったような中身の提案があったのでしょうか。

次に、特別用途地区を解除するのであれば、近隣商業地域への変更でも良かったと思いますが、商業地域まで緩和することについて、市全体のまちづくり・都市計画のなかでどのように判断

をされたのでしょうか。周辺にも商業地域がありますので、商業地域に変更することに対して異議はないですが、10,000 ㎡という準工業地域全体にかかっている網を外すだけであれば、近隣商業地域でも良かったのではないかと感じます。

あと、全体の話として、もともとは国道 18 号バイパスの周りは物流施設を誘致するため準工業地域が指定されたのだと思います。その後、イオンさんが進出したことで、バイパスの西側は商業、東側は物流がメインとなっています。何となく後追いの計画になっているようで少し残念です。その辺の見解もあればお願いします。以上です。

片岡係長

: まず、なぜこの時期なのか、また、具体的な計画の提案があったのかということについて説明させていただきます。

準工業地域に特別用途地区をはりつけたのが平成20年になります。その頃は中心市街地活性化ということで、高田・直江津の中心地を賑わせる取り組みを行ってきたところですが、どちらかというと、上越インターチェンジ周辺は郊外型という認識であり、当時の市の上位計画自体がそこに商業施設を応援するような計画ではなく、商業地域にすぐ変更するというような手立ては行いませんでした。しかし、直江津については、イトーヨーカドーさんやエルマールさんが直江津の中心市街地の中にあったということで、平成20年に特別用途地区をはりつけ、その後、速やかに準工業地域から商業地域に用途を変更しました。

具体的にどのような建築物が計画されているかということについては、具体的な計画はまだないというということで聞いておりますし、民間企業ですので、確実に用途地域が変更になるという担保がないと具体的な計画をお話しすることはできないということでございます。

また、なぜ近隣商業地域でなく商業地域としたのかということについては、先ほど申し上げました直江津地域の事案もありまして、今回も同様の考えに基づき、準工業地域から商業地域に変更したいと考えたところであります。

山岸委員

: 50 年くらいの長いスパンでどのように計画を考え、それに対 しどのように取り組まれるのでしょうか。

片岡係長

: 高田と直江津の中心市街地という二極からスタートしたまちづくりですが、平成27年に都市計画マスタープランを改正し、 平成29年には立地適正化計画という都市計画の上位計画を定め たところです。このなかで、高田・直江津の拠点だけではなく、 これまでのまちの成り立ちもふまえて、上越インターチェンジ 周辺もゲートウェイとし、ひとつの拠点に位置づけるなど、都市 の構造、街の構造の考え方を変更しました。インターチェンジ周 辺のほか、上越妙高駅周辺もゲートウェイに位置づけており、そ こにも必要な都市機能を今後誘導していく計画であります。

中出会長 : よろしいでしょうか。

山岸委員: はい。

中出会長 : 私の方から補足説明させていただきます。

現在、当該地にはすでに 10,000 ㎡を超える大型施設が建っており、それはなぜ建てられたのかということから若干説明させていただきます。もともと都市計画法では、10,000 ㎡を超える商業施設については、準工業地域だけでなく、第二種住居地域、準住居地域、工業地域も建てることができました。しかし、中心市街地の活性化を考えたときに、工場跡地や比較的緩い用途地域の住宅地に大規模店が立地するのはよろしくないということで、平成 18 年に都市計画法が改正され、第二種住居地域、準住居地域、工業地域については、10,000 ㎡を超える店舗が制限されました。

また、自治体が中心市街地活性化基本計画の認定を受けるにあたっては、中心市街地を活性化するため、準工業地域全域を大規模な集客施設の立地を制限する特別用途地区に指定することが必要となり、全国の中心市街地活性化計画を策定した自治体で用途地域を持っている自治体は、準工業地域に対して特別用途地区をかけたということがありました。

平成 18 年に法律改正があり、用途地域の改正は平成 19 年 11 月頃に施行され、その後、平成 20 年に上越市は特別用途地区をかけました。現在そこにある当該大型店は、それより前に建てられたものであり、もともとは建ててよかったところに、法律が変わってしまったことで、いわゆる既存不適格の状況になったわけです。

既存不適格であっても、もともとあった建築物に対しては、一定程度の改築、増築はできないわけではありません。しかし、事務局から説明があったように、都市計画マスタープランや立地適正化計画等でそこを拠点とし、そして都市機能誘導区域として都市機能を誘導する必要がありますので、準工業地域に特別

用途地区がかかっている状況では計画との整合がはかれないことになります。他に方法がないわけではありませんが、都市計画的に王道の方法として、用途地域を商業地域に変更するのが良いだろうということで、都市計画法に基づく提案制度により、関係者の方から提案があり、それを市の方で吟味されてこのようになったということであります。

私の方からも質問ですが、地区計画は何年に告示されたのでしょうか。地区計画の当初決定年月日が示されていませんが、非常に大事なところであり、用途地域の当初決定年月日も示す必要があったと思います。用途地域は平成 4 年の都市計画法改正を受け、平成 8 年までに用途地域の変更をしなければならなかったので、おそらく平成 8 年に今の用途地域になっていると思います。

片岡係長

: 地区計画は平成3年に告示されています。

中出会長

: ということは、平成3年に地区計画が立てられて、用途地域だけでは制限しきれないものに対して、制限をかけたということですね。

また、準工業地域が指定されているところの性格として、住宅と工場が混在しているような、どの用途地域にもなじまないところ、また、鉄道敷など準工業地域しか指定のしようがないところ。そして、どの用途地域を指定してよいかわからないから、とりあえず準工業地域を指定しておくということもあります。市街化がまだ進んでおらず、今後どうなるか分からないからとりあえず準工業地域に指定しておこうという考えです。準工業地域は何でも立地できるということで、平成4年までは風営法に引っかかるものですら建てられました。

そういう意味で、準工業地域ではないほうがいい地域については、今後も用途地域の変更をしていくべきです。なるべく住居にまとめたいなら住居系、工場を中心としたいなら工業系というように、用途地域を変更していくことが本来のあるべき姿だと思います。ただ、それは3年や5年でできるわけではないので、徐々にやっていく必要があると思います。今回の変更もそうしたことによるものだということでご理解ください。

中出会長

: その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご意見も尽きたようですので、第1号から3号議案について、

お諮りいたします。

まず、第1号議案「上越都市計画 用途地域の変更(富岡地区)」について、原案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第1号議案は、原案のとおり決しました。

次に、第2号議案「上越都市計画 特別用途地区の変更(富岡地区)」について、原案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第2号議案は、原案のとおり決しました。

次に、第3号議案「上越都市計画 地区計画の変更(下門前・ 富岡地区)」について、原案のとおり決することに、ご異議はご ざいませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第3号議案は、原案のとおり決しました。

次に、第4号議案「上越都市計画 公園の変更」、第5号議案 「上越都市計画 道路の変更」、について、関連がありますので一 括して事務局から説明をお願いいたします。

藤井係長

: 都市整備課の藤井と申します。よろしくお願いいたします。

第4号議案『上越都市計画公園の変更』、第5議案『上越都市 計画道路の変更』については、関連がありますので、あわせてご 説明いたします。

正面のスライドに沿って説明をさせていただきます。

まず始めに市では、城下町高田の歴史・文化をいかしたまちづくりを推進していくため、令和2年4月1日に「高田公園」の名称を「高田城址公園」に変更するための所要の手続きを進めております。

議案の説明に入る前に、今回の重要なポイントとなる公園の 名称について、ご説明させていただきます。

公園には、2つの法律により、2つの名称が存在します。一つ 目は都市計画法の規定に基づく名称、いわゆる都市計画公園の 名称です。こちらは、公園を都市計画に定める時に付ける名称で す。

二つ目は、都市公園法の規定に基づく名称、いわゆる開設公園の名称です。こちらは都市公園として供用を開始するにあたり、区域等を公告する時に付ける名称であり、公園利用者等が、通常親しんで呼んでいるのもこの名称になります。

使用する呼び名は、供用を開始するまでは都市計画公園の名称で呼び、供用を開始した後は開設公園の名称で呼ぶのが一般的であります。なお、上越市が管理している公園については、混乱を避けるため、2つの名称を同一の名称にすることとしております。

今回の議案については、都市計画法の規定に基づく都市計画 公園の名称を変更するものであります。

それでは議案についてご説明いたします。

本議案は、都市計画公園であります「5.6.1 号高田公園」の名称を「5.6.1 号高田城址公園」とするものです。また、これにあわせて、都市計画道路の名称を「7·6·1 号本町高田公園線」から「7·6·1 号本町高田城址公園線」に変更するものです。

高田公園の名称を変更する理由といたしましては、高田城が 実在した史実や、城下町であるまちの特徴をより強く発信し、城 下町高田の歴史・文化をいかしたまちづくりを推進していくた めとしています。なお、名称を変更する市の考えについては、後 ほど詳しく説明させていただきます。

こちらの総括図は、変更となる都市計画公園と都市計画道路の位置を示したものです。

高田公園は、委員の皆様もご存じだと思いますが、都市計画道路本町高田公園線につきましては、本町通りの八十二銀行高田支店のある交差点を起点に、そこから上越教育大学付属小学校の南側を通って高田公園に至る延長約790m、幅員10mの都市計画道路であり、既に整備済の路線となります。

次に都市計画の手続きについて、ご説明いたします。

今回の変更は名称変更のみであり、位置や面積などについては変更ありません。名称変更のみの場合は、都市計画法では右側の軽易な変更の手続きに該当し、左側の通常の手続きに比べて手続きが簡素化されており、関係機関の協議や縦覧などの手続きは不要となっております。

次に、関係法令等を含めた今後の予定についてご説明いたし

ます。

まず、都市計画法の手続きでありますが、本日の都市計画審議会で承認を経たのち、令和2年4月1日に告示を行う予定としております。次に都市公園法の手続きでありますが、高田公園は都市公園法に基づく都市公園として既に供用しておりますので、名称変更にあたっては同法に基づく公告を行う必要があります。公告の内容は、令和2年4月1日に名称を高田城址公園とするというものであり、公告は本日の都市計画審議会の承認を経たのち、速やかに行う予定としております。

次に、関係条例等の改正でありますが、上越市都市公園条例の ほか、関係する条例等において「高田公園」との表記を「高田城 址公園」とする改正を、令和2年市議会3月定例会で審議いた だくよう、準備を進めております。

これらの手続きにより、令和2年4月1日、年度初めであり、 また、令和となって最初の観桜会の初日という節目をもって、高 田城址公園へ名称を変更したいと考えております。

都市計画の変更に関する説明は以上となりますが、高田公園 の名称変更に関する市の考えについて詳しくご説明させていた だきます。

まず、高田と城に関する歴史から振り返ってみたいと思います。当市は、かつて越後国の政治・経済・文化の中心地として、 国を治めるシンボルとして築かれてきた「城」の歴史を今に伝えております。

その中で高田の歴史に思いを馳せますと、開府当時の高田藩の領地は、現在の新潟県の範囲に長野県北信四郡をあわせた広大なものであり、60万とも75万とも言われる石高からも全国屈指の大藩であったことが分かっております。

また、高田城は、一大名が築いた城ではなく、江戸幕府が国家事業として建設した徳川の城であり、家康が六男の松平忠輝公に統治させたことが大変重要であると考えております。

高田の地に城が築かれたことは決して偶然ではなく、奈良時代の越後国府、戦国時代に上杉謙信が越後統一の拠点とした戦国最強の山城である春日山城、そして、上杉景勝が会津へ移封した後に堀秀治によって築かれた福島城と、いずれも越後の国都としての歴史と伝統を受け継ぎ、必然的に建設されたものと考えております。

このようなことから、高田は長い歴史の中において、政治・経済・文化の要衝として、また、多くの先人の働きによって成り立ってきたものであり、そのことをしっかりと受け止め、次に繋げていくことが大切であると認識しております。

次に、高田公園を取り巻く歴史について振り返ってみたいと 思います。

高田公園は、徳川家康の命により江戸幕府が天下普請として 1614年(慶長19年)に築城した高田城の城跡に立地しておりま す。

明治 40 年には、高田町が陸軍第 13 師団の誘致に成功し、本 丸内に師団司令部、旅団司令部、連隊司令部を置き、三の丸の忠 霊塔付近に騎兵隊を置くなど、城地に施設を配置しました。日本 三大夜桜として名高い高田公園の桜も、陸軍第 13 師団の入城を 祝い、在郷軍人会が城跡に約 2,200 本の桜を植樹したことがそ の始まりと言われております。

昭和24年には新潟大学高田分校が誘致され、芸能学科が本丸内師団司令部跡に置かれました。

高田公園は、昭和25年に当時の高田市における都市公園の第1号として供用が開始されました。戦後間もない当時において「高田公園」という名称がどのように決められたものかは、残念ながら定かではありませんが、野球場や陸上競技場など、総合運動場として各施設の建設が行われたことが、上越市史などからうかがえます。

昭和29年には、新潟県文化財(史跡)に指定され、全長約1kmにも及ぶ本丸を囲む土塁や約24haもの広大な内堀と外堀が現存しております。

平成5年には三重櫓を再建し、平成14年には極楽橋を復元したことで、城跡の面影を今に伝えております。

平成 18 年には「日本の歴史公園 100 選」に選定されたほか、 平成 29 年には「続日本 100 名城」に認定されました。

また、公園とその周辺を含めて約 4,000 本もの桜が一斉に花を咲かせる毎年春には高田城百万人観桜会が催され、青森県の弘前公園や東京都の上野恩賜公園と並んで「日本三大夜桜」のひとつにも数えられるほどであります。平成 2 年には「さくらの名所 100 選の地」に指定されるなど、全国的に知られている高田公園の桜は、私たちの誇りでもあります。

また、高田公園基本計画では、この公園を当市の「交流」、「歴史」、「観光」における拠点施設とし、それぞれに相応しい公園機能の充実を図る中で、内堀および内堀に囲まれたエリアを「歴史ゾーン」と位置づけ、市民が誇れる高田城の佇まいを保全し、歴史を偲ばせる整備を行う方針としております。

更に公園全体では、高田公園桜長寿命化計画を策定し、50年、 100年先を見据えた計画的な世代更新と生育の健全化にも取り 組んでおります。

次に、高田公園や城下町高田に関わる市の計画について見て みます。

市では、市政運営の総合的な指針である「上越市第6次総合計画」において、将来都市像を「すこやかなまち~人と地域が輝く上越~」と設定し、その実現に向けた市政運営の基本方針やテーマを踏まえ、各分野における政策・施策を推進しております。

その中で都市拠点のひとつである高田駅周辺は、雁木や寺町などの歴史的なまちなみの保存・活用を促進し、歴史文化などの地域資源を活用したまちなかの回遊性の向上を図ることとしております。

ここまで、高田に関する歴史と市の関連計画について説明してまいりましたが、これらを踏まえて、市では市民が誇れる貴重な財産である高田公園の名称を「高田城址公園」へ変更することの意義や効果を、次のように考えております。

まず、意義といたしましては、市民一人ひとりが「自分のまちの成り立ちを知るきっかけ」となることであり、それが「自分のまちに対する理解を深める」こととなり、より一層「自分のまちに誇りと愛着を持つ」ことであると考えております。

これまで説明してまいりました城下町高田や高田公園を取り 巻く歴史は、当市に関わる長く深い歴史の一端ではありますが、 高田城址公園への名称変更を機に、特に若い方たちにこうした 歴史を知っていただき、また、既にご存知の方には改めて認識い ただくきっかけになるものと考えております。そこから、自分の まちに対する理解が深まり、自分のまちに誇りと愛着を持つ方 が増えることにつながっていく、このような流れができると考 えております。

こうした流れができますと、市内外へ当市のことを自慢できる市民が増えることになるとともに、高田開府 450 年、ひいては

開府 500 年のまちづくりを担う人材の育成や将来のまちづくり、 まちの格の向上へとつながるものと考えます。

また、内閣府の認定を受けて進めている地域再生計画「城下町高田の歴史・文化をいかした『街の再生』」では、城下町高田の歴史・文化資産の発展的な継承・活用を通じて高田市街地の個性を際立たせ、当市の都市拠点としての機能と魅力を高めていく取組みにより、「住んでみたいまち、訪れてみたいまち」の実現を目指しているところであり、高田城址公園への名称変更は、地域再生計画の取組と相まって、相乗効果をもたらすものと考えております。

ここで、地域再生計画の取組の一つとして、「街なか回遊観光 の強化」を紹介させていただきます。

当市の大きなセールスポイントのひとつとして、徳川の城・高田城が実在した史実やこれに関連して城下町である街の特徴、城跡にあるこの公園と城下町に残る歴史的建造物を核とした街なかエリアを一体としてより強く発信したいと考えております。これにより、市内外を問わず多くの方々に対し、興味や関心が喚起され、公園への来訪はもとより、江戸時代の「城、侍屋敷、町人町、寺町」により構成される城下町の町割りと雁木町家などの個性的な街並みが残る高田市街地のほか、春日山城跡など市内各所への周遊による観光客の増加は、「街なか回遊観光の強化」だけでなく、「住んでみたいまち、訪れてみたいまち」の実現にもつながるものと考えております。

ここまで説明させていただいたとおり、市では高田公園の名称を「高田城址公園」へ変更することについて大きな意義や効果があるものと考え、名称を変更することに至ったところであります。

なお、この内容については、令和元年 12 月 17 日と 21 日に、 高田公園オーレンプラザで開催した「高田公園の名称変更に関 する市民説明会」において、説明させていただいたところであり ます。

以上で第4号議案・第5号議案の説明を終わります。

中出会長 : ただ今、説明のありました、第4号、5号議案について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

折笠委員: なぜ今の時期に名称を変更するのでしょうか。「城址公園」という名称の公園は新潟県内に他にもあるのでしょうか。また、4

月1日から名称を変更することにより、今年の観桜会などにお いて観光客の増加を見込んでいるのでしょうか。

小林副課長 : 県内には新発田市に新発田城址公園という公園があります。そ の他、先ほどご紹介した「日本 100 名城」及び「続日本 100 名 城」に関連する全国 114 の公園を調べたところ、「○○城址公園」 という名称のところが 10 か所、「○○城公園」が 28 か所。「○○ 城跡公園」が7か所あります。その他、「城」や「城址」といっ た名称がつけられていない公園もたくさんあります。

> 次に、観桜会の増客の見込みということですが、具体の数値に ついて見通しを持っているわけではありませんが、先ほどご説 明させていただきましたとおり、この場所を「城址」と名付けた ことをPRしていくなかで、観桜会のPRもあわせて取り組み を考えていきたいと思っております。

折笠委員

: わかりました。ただ、なぜ令和になった今変更するのでしょう か。平成の時代にはできなかったのでしょうか。これまでそうい う意見はなかったのでしょうか。

中出会長

: それは済んだことですので仕方がないことではないでしょう か。そのような意見があったとしても、それを行政の怠慢と言う ことは難しいと思います。もし市民がそう思っているのであれ ば、もっと早く市民の方から声をあげればよかったですし、行政 だけの問題ではないと思います。

お城・城跡を持っているまちにとって、それは誇りだと思いま す。日本には12の天守があり、重要文化財もしくは国宝に指定 されていますが、それらのまちはそれを売り物にしています。5 つの国宝は当然そうですし、姫路城は世界遺産、それ以外にも松 本城など世界遺産への登録をめざしています。そのように、お城 があるというのは、日本人にとって誇りだと思います。高田公園 という名前よりは、「お城」があるということを上越市民として 誇りに思いたいという機運が高まっているということで良いの ではないでしょうか。

近年、城ブームと言われていますが、団塊の世代が余暇をもて あましていたり、それ以外にも歴史マニアの方が多くなってき たりで、ここ 10 年くらい急速にブームになってきています。こ うした流れを受け、「日本 100 名城」を選考した団体も、「続日本 100 名城 | をつくり、自分のところも 100 選に入れてほしいとい うところが多くありました。私の住んでいる長岡は大きな城下 町でしたが、石垣もどこにあるのか分からないようなところです。こうしたまちに比べると、高田城は上越市民の誇りだと思います。

岩井委員: 今後、高田公園を整備していくと説明がありましたが、具体的

にどのようなことをするのか、どんな建物を整備していくのか、

そのあたりをもう少し説明していただきたい。

小林副課長 : 今、具体にどうこう動くといった考えは持っていません。先ほ

ども高田公園の基本計画についてご紹介させていただきましたが、この公園については、市の「交流」「歴史」「観光」における拠点施設としています。そのなかで、内堀及び内堀に囲まれたエリアを「歴史ゾーン」と位置づけ、市民が誇れる高田城の佇まいを保全し、歴史を偲ばせる整備を行う方針としています。しかし、現段階で近いうちに具体に何か動き出すというような考えはあ

りません。

山岸委員: 今の質問に関連して、名称を変えることは非常に良いことと思

います。公園の基本計画について先ほど確認しましたが、本丸の 上越教育大学附属中学校について、今まで上越市として、どこか に移転してほしいとか、あの土地を市として購入しようといっ た計画はあったのでしょうか。また、昨今、野球場を整備すると いう話も出てきているようですが、近々に予定があるのかどう

かお聞きしたい。

川瀬課長 : 上教大附属中学校の移転についての計画はございません。現在

そこで学んでいる生徒さんもおりますし、移転に関しては上教

大さんの方でどう考えるかが第一だと考えております。

次に野球場の整備について、確かに要望等はいただいておりますが、現在教育委員会の方で検討しておりまして、私どもの方からこの場でお答えできるものではないと思っております。

山岸委員 : 上教大附属中学校の移転について、今までにそのような話はな

かったのでしょうか。

中出会長 : その点については、都市計画審議会の審議事項ではないので、

別途、それに関わるところで議論をお願いできればと思います。

山岸委員: わかりました。

中出会長: 他によろしいでしょうか。

ご意見も尽きたようですので、第4号、5号議案について、お

諮りいたします。

まず、第4号議案「上越都市計画 公園の変更」について、原

案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。 (異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第4号議案は、原案のとおり決しました。

次に、第5号議案「上越都市計画 道路の変更」について、原 案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第5号議案は、原案のとおり決しました。

次に、報告案件「上越市立地適正化計画(変更案)のパブリックコメントの結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任

: 上越市立地適正化計画(変更案)のパブリックコメントの結果 につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料、17ページをご覧ください。

本件は、昨年 10 月 30 日に当審議会にて、ご説明させていた だいた内容でございます。

近年、多くの都市において、「空き地」や「空き家」等がランダムに発生する、いわゆる「都市のスポンジ化」が課題となっております。

そのため、国では、平成30年に都市再生特別措置法を改正し、 市町村が都市のスポンジ化対策に取り組めるよう、新たな制度 を創設いたしました。

当市におきましても、新たな制度を活用できる状態にするため、「低未利用土地利用等指針」を定めて立地適正化計画に記載することから、変更手続きを進めているところです。

変更手続きには、都市再生特別措置法に基づいた「住民の意見を反映させるための必要な措置」といたしまして、11月14日から12月13日までの間、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、お一人の方から、ご意見をいただきましたので、ご 報告させていただきます。

裏面の18ページをご覧ください。

いただいたご意見は、「利用指針」と「管理指針」に関する2 点でございます。

まず1点目は、「利用指針に関する件」でございます。

要約させていただきますと、「利用指針」に記載のある利用者 又は居住者の 利便を高める広場や施設等の利用とは、具体的 にどのようなものか」との質問でございます。

「市の考え方」といたしましては、「空き地や空き家等の利用につきましては、地域コミュニティやまちづくり団体などの民間が主体となり、有効に活用されることを想定しており、利用者又は居住者の利便を高める広場や施設等の利用とは、住民等が福祉や利便の増進のために共同で利用されることを前提としていることから、いただいたご意見の広場や駐車場等は当該利用に合致するもの」と回答させていただております。

2点目は、「管理指針に関する件」でございます。

身近で起きている事案や懸念されることを踏まえまして、空き地や空き家等の所有者等の届け出・登録の義務化によって所有者等を明確にしたうえで、市の管理下に置き、適正な管理を促すような仕組みを構築するように、ご提案いただいております。

「市の考え方」といたしましては、適切に管理されていない空き地や空き家等に関して、市へ相談があった場合の対応方法等をご説明させていただき、いただいたご提案につきましては、空き地や空き家等の対策として、今後の参考とさせていただいております。

なお、回答につきましては、ご本人様に意見の趣旨を確認のう え、回答書を1月中旬に送付いたしております。

今後の予定といたしましては、2月17日から3月17日までの間、パブリックコメントの結果を公表したのち、令和2年4月1日付けで立地適正化計画を改訂する予定としております。

以上で、「報告案件」についての説明を終わります。

中出会長 : ただ今、説明のありました、報告案件について、ご意見・ご質

問等がありましたらお願いいたします。

中出会長 : よろしいでしょうか。

本日の案件が全て終了いたしましたので、以上をもちまして、 議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返 しいたします。ありがとうございました。

石澤副課長 : 議長、ありがとうございました。

これより付議案件に対する答申に移ります。

ただ今答申書をお持ちいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

それでは、答申書を会長からご確認いただきたいと思います。 (会長が答申書を確認)

よろしいでしょうか。

それでは、これより答申に移らせていただきます。

都市整備部長は、会長の前へお進みください。

(部長が会長の前に進む。)

(会長が答申書を読み上げ、部長へ手交)

ありがとうございました。

石澤副課長 : それでは、最後になりますが、次第6「連絡事項等」といたし

オルズ 東郊日から ※日の ト 株古郷古港 画家業 への即席 ス 京に

まして、事務局から次回の上越市都市計画審議会の開催予定に

ついてご連絡いたします。

次回の上越市都市計画審議会は、令和2年7月頃を予定して おります。詳細が決まり次第、委員の皆様にご案内させていただ

きますので、よろしくお願い申し上げます。

石澤副課長 : 以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございまし

た。

9. 問合せ先

都市整備部都市整備課計画係 TEL: 025-526-5111 (内線 1376)

E-mail: toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。